日野まちかど感応館（観光交流拠点施設）

における創業支援事業

募集要項

日野町

商工観光課

1. 事業目的

日野まちかど感応館（観光交流拠点施設。以下「拠点施設」という。）における創業体験は、日野町で創業を考えている方に対し実践を学ぶ場を提供し、その経験や培った能力を社会で十分に発揮できるよう促すとともに、日野町のまちなかにおける観光誘客、日野町のＰＲおよび経済の活性化を目的として拠点施設において実施する。

1. 拠点施設の概要
2. 所在地　滋賀県蒲生郡日野町大字大窪６４２番地
3. 休館日　毎週月曜日（祝日の場合はその翌日）、年末年始
4. 時　間　９時３０分から１７時００分
5. 面　積　約１３㎡
6. 設　備　ガスコンロ：１台（ガス栓は２口）

　　　　業務用冷蔵庫：１台

　　　　調理台・水道設備：一式

　　　　カウンターあり

1. 募集要項
2. 募集区画

拠点施設　イベント厨房

1. 募集期間

平成３０年１２月１日から随時（出店者決定次第、募集締切）

1. 出店期間

日野町役場商工観光課（以下「商工観光課」という。）と出店者で調整した期日または期間（最長三ヶ月間）

1. 応募対象者

応募できる者は、滋賀県内に在住、通勤または通学している者で、本事業目的を理解・賛同し、次の①または②のいずれかに該当する個人であること。

* 1. 県内市町、各商工会等主催の「創業塾」「起業塾」等の受講者（過去の受講者を含む。）を優先する。
	2. その他町が適切と認める者
1. 出店期間および出店回数

　上記「３．募集要項」の出店期間のうち、商工観光課と調整した日時とする。ただし、日野町内における祭事やイベントとの調整のため協議を行う場合がある。なお、出店回数は特に制限しない。

1. 出店内容

　出店できる内容は、次のいずれかに該当するものとする。

1. 観光客に向けた日野町内の食材を利用した軽食等の販売
2. 観光客に向けた日野町のお土産等の創作品の販売
3. その他町が適切と認めたもの
4. 出店料

　出店料は、日野町行政財産使用料条例に基づく金額（年間38,109円）とする。

なお、出店時の厨房機器および備品の使用料は無料とし、水道光熱費については、年の平均値に１２を乗じ、使用日数割の金額を別途徴収するものとする。

1. 遵守事項

　出店の承認を受けた者（以下「出店者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 日野町の観光事業の一部であることを理解し、信義に基づいて実施すること。
2. 出店品の搬入、搬出および出店準備は出店者において行うこと。
3. 出店品の搬入、搬出を含む出店期間中において、災害、事故および盗難等による出店品の破損、紛失等のトラブルについては、出店者の責任において対応すること。
4. 出店承認申請書（様式１）および事業・収支計画書（様式２）を出店前に提出すること。
5. 拠点施設または設備を損傷しないこと。また出店を終了する際には、「１１．原状回復の義務」の基づき対応すること。
6. 観光客等に危害または迷惑を及ぼす行為をしないこと。
7. その他町が指示したこと。
8. 出店の承認

出店承認申請が提出された場合、町はその内容を審査の上、出店の可否を判断する。次のいずれかに該当するとき、町は出店を承認しない。

1. 事業目的に反すると認められるとき。
2. 公序良俗に反する行為と認められるとき。
3. 暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
4. 拠点施設およびその設備または備品等を損傷する恐れがあると認められるとき。
5. 申請内容が拠点施設の事業実施に支障があると認められるとき。
6. 日野町暴力団排除条例および滋賀県暴力団排除条例に違反すると認められるとき。
7. その他管理運営上支障等があると認められるとき。
8. 施設等の変更の禁止

あらかじめ町の承認を受けた場合を除き、出店者は拠点施設およびその設備に変更を加え、または特別な施設を設けてはならない。

１０．出店の承認の取消し等

町は次に掲げる事項のいずれかに該当するとき、出店の承認の取り消し、出店の制限または出店の停止を命じる。

1. 出店者が出店の目的に違反して出店したとき。
2. 出店者が偽りその他不正の手段によって出店の承認を受けたとき。
3. 出店者が「８．出店の承認」の出店を承認しない項目のいずれかに該当するに至ったとき。
4. 出店者がこの募集要項の規定に違反したとき。
5. 拠点施設が災害その他の事故により使用できなくなったとき。
6. その他町が必要と認めたとき。

１１．原状回復の義務

出店者はその出店を終了したとき、その出店に係る施設および設備を原状に回復しなければならない。「１０．出店の承認の取消し等」の規定により出店の承認の取り消しを受けたときも同様とする。

１２．損傷および減失の報告

出店者または出店に関わる者は、拠点施設およびその設備を損傷または減失させたときは、直ちにその旨を町に報告し、町の指示により、修繕または代替品の購入などにより現状回復しなければならない。

１３．出店の流れ

1. 出店承認申請書（様式１）および事業・収支計画表（様式２）の提出
2. 出店承認証（様式３）の通知
3. 出店期間および内容の調整
4. 出店開始
5. 実績報告書の提出

１４．出店者に対する支援措置

1. 拠点施設のイベント厨房の提供
2. チャレンジ支援等の情報提供
3. その他、活動の発展に寄与すると考えられること

１５．申請書類提出方法

　商工観光課への直接持参、郵送またはメールのいずれかによる。

　所在地　〒529-1698　滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目１番地

　TEL　0748-52-6562（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）　FAX　0748-52-2043（代表）

１６．その他

1. 準備や後片付けを含めて、発生したゴミは出店者が持ち帰り、その都度清掃を行うこと。
2. 交通費、通信費およびコピー費等は出店者の負担とする。
3. 募集要項に記載のない事項については、商工観光課と出店者で協議の上決定する。